

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。

なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」として、前回会議(令和2年1月23日)開催後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和2年1月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホーム関屋おもと	社会福祉法人仁成福祉協会	中央区関屋大川前1丁目2番36号	9人
令和2年3月1日	地域密着型通所介護	デイサービスセンターひなたや	株式会社ヘルスケア・エージェンシー・ジャパン	中央区上大川前通11番町1877番地2	17人